

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	1.すべての世代が学び活躍できるひとづくり
施 策	(1) 学校教育の充実

■現状と課題

グローバル化・情報化・少子化、さらには新型コロナウイルスのまん延など、社会情勢が大きく変化する中、子どもたちの学力や体力向上への対応、規範意識や社会性の希薄化、いじめや不登校の問題など、子どもたちの教育に関わる課題は多岐にわたり、社会情勢の変化に的確に対応した学校教育が求められています。

このような状況の中、幼児・児童・生徒の個性を大切に、あらゆる教育活動を通して、予測困難な社会の変化に主体的にかかわり、感性を豊かに働かせながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる「生きる力」を育むことや、自分たちが住む地域の良さを知ることなどが重要になっています。

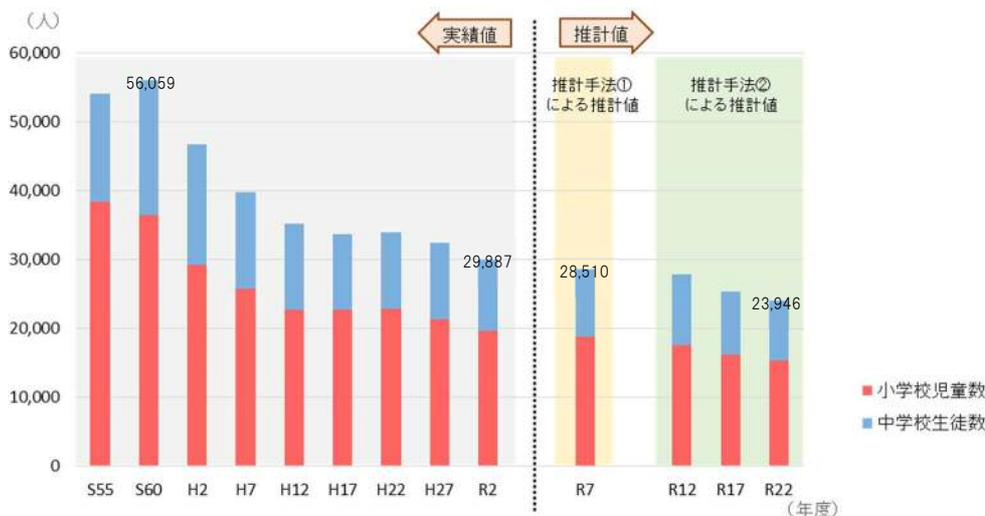
また、学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、防災拠点として、災害時には地域住民の避難場所としての役割をも果たすことから、校舎・体育館の耐震化率100%の達成など安全性の向上をはじめ、普通教室へのエアコン設置やトイレの洋式化など、これまで教育環境の改善や機能充実を図ってきましたが、今後は、老朽化する施設の長寿命化や適切な維持管理等が課題となっています。

一方、少子化に伴い、学校の小規模化が進行しており、教育上の観点から学校規模の適正化を図るため、保護者や地域の意見を踏まえつつ、小・中学校の再編を進めていくことが喫緊の課題となっています。

また、子どもたちが自然体験などを通じて環境問題に対する意識を醸成するなど、現代社会における課題に対応する教育を進める必要があります。



富山市の児童生徒数の推移



出典:昭和55年～各学校沿革史、平成17年～「富山市の教育」

推計手法①:令和2年度時点における1～9歳の各歳人口を、令和7年度時点における6～14歳の各歳人口とみなして(転出入や死亡による人口の増減を考慮しない)推計したもの。
 推計手法②:平成27年国勢調査の人口データを基に、コーホート要因法により学校区ごとに5歳階級別で人口推計を行ったうえで、6～14歳人口を抽出して児童生徒数の推計値を算出。
 さらに、推計手法①と推計手法②の推計値の差分を以下の補正値により補正したもの。
 (補正値)=(推計手法①による令和7年度の推計値)÷(推計手法②による令和7年度の推計値)

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
不登校児童・生徒の割合	児童生徒総数に占める不登校(30日以上欠席)児童生徒数の割合(1,000人当たり)	子どもたちが登校しやすい環境づくりを進め、令和元年度の数値を下回ることを目標に、不登校児童生徒の減少を目指す。	小学校 9.4% 中学校 34.0% (令和元年度)	小学校 9.0% 中学校 33.0%
健康な児童・生徒の割合	すこやか検診における要医療・経過観察の判定を受けていない児童生徒の割合	子どもたちの健康管理を推進し、要医療・経過観察の判定を受けていない児童生徒の割合90.0%を目指す。	85.0% (令和2年度)	90.0%
学校給食における地場産野菜等の品目数	学校給食における地場産野菜等の使用品目数	食育の観点から、地場産野菜等の使用拡大を目指す。	40品目 (令和元年度)	43品目

■施策の方向

①学校教育環境の整備・充実

・学校再編の推進

児童生徒数が極端に少ない場合、球技や合唱などの集団活動に制約が生じること、また中学校では専門教科の教員が配置されず免許外指導が発生することなどの課題が顕著に表れてくることから、質の高い教育活動を確保するため、複式学級が存在する学校等については、できるだけ早期に適正規模となるよう再編に努めます。

・施設の長寿命化

安心・安全な教育環境を継続的に確保するため、長期的な視点をもって老朽化した学校施設の機能・性能の回復を図るとともに、健全な状態に保つための予防的な改修を実施し、効率的・効果的に施設の長寿命化を図ります。

②自主性・創造性を備えた子どもの育成

・確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得を図るとともに、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する学習活動の充実に取り組み、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

・豊かな心の育成

規範意識や公共心を身に付け、命を尊び、自らを律しつつ、他者を思いやり支え合う心や感動する心をもった豊かな人間性を育むとともに、実践的な態度の育成に努めます。

・健やかな体の育成

運動習慣の定着による体力の向上や食育指導の充実による食の理解を推進するとともに、生活習慣病の予防を図ることにより、子どもたちの健やかな体を育成します。

・現代的・社会的課題に対応した学習等の充実

関係機関と連携協力し、自然観察や体験活動を取り入れた学習を通して、環境など時代に対応した課題に対する見方や考え方を育むとともに、地域の大人や、さまざまな年齢の子どもたちとの交流を深め、地域や郷土への理解や関心を高めていきます。

・情報教育の推進

各教科等との関連を図り、情報や一人一台端末などの情報機器を主体的に選択・活用したり、情報を発信したりするための基礎的な資質や能力を育てる教育の充実を努めます。また、発達の段階に応じた情報モラル教育を推進します。

・学校図書の充実

学校図書の整備や学校司書の配置を通して、子どもたちが図書に親しむ機会の充実を図ります。

・外国語教育の充実

外国語指導助手や国際交流推進員の活用を促進し、英語による実践的なコミュニケーション能力の向上や国際理解の推進に努めるとともに、教員の資質・能力向上に努めます。

・教員の資質能力向上

優れた教育理念や指導技術の継承、子どもの主体性を9年間を見通して着実に育成することなど、今日的な教育課題に対応した実践力や指導力の向上を図るため、主体的な学び研修会や一人一台端末の有効な活用のための実践研修等、教職員研修のさらなる充実を努め、教員の資質向上を図ります。

・教育センターの機能の充実

教職員研修機能、教育相談機能の充実を図るとともに、情報教育の推進等に努めます。

・幼児教育の充実

幼稚園と、家庭・地域・小学校・保育所等との連携のもと、生活や遊びなどを通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力等、人格形成の基礎を培うとともに、心身の調和がとれた発達を促すなど、幼児教育の充実を努めます。

また、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めます。

・私学の振興

少子化が進行する中、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立幼稚園や私立学校の運営等を支援します。

③安心・安全な学校づくり

・開かれた学校づくり

開かれた学校づくりの一層の推進に向けて、学校が保護者や地域の人々の協力と理解を得ながら、

教育活動を展開します。

また、教育方針を示すとともに、直面する課題などを明確にしながらか地域との連携・協力を図っていくことで、地域に開かれた安心・安全な学校づくりを推進します。

・指導・相談体制の充実

すべての児童生徒を対象としたきめ細かな指導・援助を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置拡充に努めます。また、個別の支援を必要とする児童生徒の増加に対応して、スクールサポーターなどによる細やかな支援体制の充実に努めます。

また、特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、きめ細かく対応できる体制を整えるとともに、特別な支援を必要とする子どもや学級に対し、ニーズに対応できる人的な支援に努めます。

さらに、教育センターの相談事業の充実を図り、悩みを抱える児童生徒や保護者、教職員に対し、早い段階からの的確に対応できる教育相談・指導体制づくりに努めます。

④心身の健康づくりの推進

生活習慣病の早期発見・指導に努めるとともに、心の健康問題や性に関する問題などについて専門医による助言や指導を行います。

また、給食を通じて食べることの喜びや大切さが学べるよう、地場産野菜の使用を拡大するなど、学校給食の充実を図るとともに、家庭や地域との連携のもと、食に関する指導を行うことで、児童生徒の食を通じた心身の健康づくりへの理解を深めます。

■市民に期待する役割

*生活習慣病を予防するため、家族ぐるみで、食生活を含めた日頃の健全な生活習慣を身に付けることへの取組。

*PTA 活動への積極的な参画。

*地域と連携した教育活動への参画。

*職場体験活動など学校が支援を求める教育活動への協力。

*挨拶の励行や交通ルールの遵守等、家庭や地域の教育力の向上への取組。

*青少年の非行防止への協力（声かけ、子ども 110 番の家など）。

■総合計画事業概要

事業名	前期計画(平成 29 年度～令和 3 年度) 実施状況(見込み)	事業の概要(令和 4 年度～令和 8 年度)
学校再編推進事業	学校再編計画策定 通学区域審議会開催 フォーラム・講演会、説明会の実施	着実な学校再編の推進
水橋地区統合小・中学校整備事業	水橋地区統合校整備基本計画等策定	義務教育学校 1 校
校舎改築事業	小学校 5 校、中学校 4 校	小学校 2 校、中学校 1 校
校舎増築事業	小学校 2 校	小学校 2 校
屋内運動場建設事業	中学校 2 校	中学校 2 校
長寿命化対策事業	長寿命化計画策定	学校施設の長寿命化の推進 ①予防改修による計画的な維持管理の実施 ②長寿命化改修の実施
外国語指導助手配置事業	外国語指導助手 (ALT) 33 名配置 (令和 3 年度)	外国語指導助手 (ALT) 33 名配置

主体的な学び研修会事業	芝園小学校・中学校を「主体的な学び」推進モデル校とし、年間 7 回の研修会を実施（令和 3 年度）	「主体的な学び」を推進することができる教員の指導力向上
コミュニティ・スクール事業	13 校（小学校 8 校、中学校 5 校）でコミュニティ・スクールを設置（令和 3 年度）	全ての小・中学校でコミュニティ・スクールを設置
スクールソーシャルワーカー配置事業	11 名のスクールソーシャルワーカーを 42 校に派遣（小学校 16 校、中学校 26 校）（令和 3 年度）	スクールソーシャルワーカーの増員（13 名）
スクールサポーター配置事業	70 名のスクールサポーターを 72 校（小学校 50 校、中学校 22 校）に派遣（令和 3 年度）	スクールサポーターの増員（75 名）
小児生活習慣病予防対策事業	すこやか検診の実施 （小学校 4 年生、中学校 1 年生） すこやか教室の開催 （小学校 2 回、中学校 2 回）	事業の継続実施

■関連が深いと考えられるSDGsの目標

番号	目標名
4	質の高い教育をみんなに
17	パートナーシップで目標を達成しよう

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】						
政 策	1.すべての世代が学び活躍できるひとづくり						
施 策	(2) 高等教育の振興						
<p>■現状と課題</p> <p>大学などの高等教育機関は、教育、研究、文化の創造などにおいて大きな役割を果たす存在であり、若者の転出を抑え、転入及び定着を促すとともに、地域経済の発展や地域課題の解決に大きく寄与することが求められます。</p> <p>この先、地方の人口減少の速度を緩やかにし、地域を活性化させ、地方創生を実現するためには、産業界等とも連携を図り、地域を担う人材を育成するとともに、地元企業への就職率を向上させることが求められます。</p>							
<p>■目標とする指標</p>							
<p>■施策の方向</p> <p>①高等教育機関との連携強化</p> <p>大学などが持つ研究・教育機能を地域の活性化につなげるため、産学官連携による共同事業をはじめ、本市と富山大学や富山国際大学等との連携協定等に基づき、環境、まちづくりなど、さまざまな分野での連携協力を推進することにより、地域課題の解決をはじめ、地域を担う人材の育成や産業の活性化、雇用の創出などを図ります。</p> <p>桐朋オーケストラ・アカデミーや桐朋学園大学院大学との連携を推進し、本市の音楽文化の発展に努めます。</p> <p>②市立専門学校の教育研究機能の充実</p> <p>外国語専門学校については、学生の就職率や進学率のさらなる安定・向上が図られるよう、カリキュラムの改善や進路指導の充実に努めます。</p> <p>ガラス造形研究所については、有能な人材を育成・輩出するため、教育環境の整備に努めるとともに、国内外の優れたガラス作家を招くアーティスト・イン・レジデンス事業を実施するなど、教育研究機能の充実を図ります。さらに、時代の要請に応じたカリキュラムを提供することで、ガラス分野の先導的な役割を果たす魅力ある学校として、富山からのガラス文化の発信に寄与します。また、富山ガラス工房と連携を図りながら、卒業後も富山に定着し、ガラス作家への道を歩んで活動していけるよう、就業・活動支援に取り組みます。</p>							
<p>■市民に期待する役割</p> <p>* 大学等が開催する公開講座等への積極的な参加。</p> <p>* 大学等の演奏会や卒業制作展等の鑑賞。</p>							
<p>■総合計画事業概要</p>							
<p>■関連が深いと考えられるSDGsの目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>目標名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>質の高い教育をみんなに</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>パートナーシップで目標を達成しよう</td> </tr> </tbody> </table>		番号	目標名	4	質の高い教育をみんなに	17	パートナーシップで目標を達成しよう
番号	目標名						
4	質の高い教育をみんなに						
17	パートナーシップで目標を達成しよう						

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	1.すべての世代が学び活躍できるひとづくり
施 策	(3) 家庭・地域における教育力の向上

■現状と課題

家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、倫理観、自立心や自制心などを身に付けるうえで重要な役割を果たすものであり、すべての教育の出発点です。

しかし、近年の少子化、核家族化、地域の絆や連帯意識の希薄化などにより、家庭を取り巻く社会状況が大きく変化する中であって、育児不安や児童虐待、不登校などのさまざまな問題が発生しており、こうした深刻な問題に対処するための家庭の教育力の低下が懸念されています。

家庭教育は、本来、保護者の主体性と責任において行われるものですが、子どもは将来の担い手であるという観点から、個々の家庭の意思を尊重しながら、地域の人たちと子どもたちがふれあう体験などを通じて地域社会全体で積極的に子育てを支援していくことが必要となっています。

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
子どもかがやき教室実施箇所数	子どもかがやき教室の実施箇所数	公民館職員や教室指導者の研修により内容を充実するとともに事業の周知を図り、概ね年1箇所の実施地区増を目指す。令和2年度の基準数値は新型コロナウイルス感染症の影響を受けているため、過去3年(平成29年度～令和元年度)の平均値(44箇所)を参考とした。	35箇所 (令和2年度)	50箇所
栄養バランスのよい朝食を食べる子どもの割合	朝食に赤・黄・緑色の3つの食品をそろえて食べる児童・生徒の割合	家庭での健全な食習慣の確立を図り、割合の増を目指す。	小学校 50.7% 中学校 56.1% (令和元年度)	小学生 53.0% 中学校 58.5%

■施策の方向

①学校・家庭・地域との連携

開かれた学校づくりを推進し、地域住民と保護者、学校が一体となって協働で地域の子どもの育むことに努め、子どもの健やかな育ちを支えていきます。

また、学校や公民館等を活用した子どもかがやき教室等の実施や放課後児童健全育成事業と連携を図ることにより、地域ぐるみの健全育成の推進に取り組みます。

②家庭における教育力の向上

親学び講座や家庭教育学級などの各種講座を通して、子育てやしつけなど家庭教育に関する情報提供に努めるとともに、親子のふれあいの場づくりに努めます。さらに、孫とおでかけ支援事業を実施することにより、高齢者の外出機会を促進するとともに、世代間交流を通して家族の絆をより一層深めることに努めます。

また、情操教育として効果が期待されている子どもの読書活動を推進するため、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりの大切さを啓発します。

■市民に期待する役割

* 地域の子どもの見守りなど、子どもにとっての安全な環境づくり。

* 「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成と、学校行事や地域活動などへの積極的な参画。

*各家庭において、栄養バランスよく、朝食を食べるなど望ましい食習慣の確立。

*基本的な学習習慣や生活習慣の定着を図るための家庭教育の推進。

■総合計画事業概要

■関連が深いと考えられるSDGsの目標

番号	目標名
4	質の高い教育をみんなに
17	パートナーシップで目標を達成しよう

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	1.すべての世代が学び活躍できるひとづくり
施 策	(4) 生涯学習の充実

■現状と課題

本市では、多様化・専門化する市民の学習意欲に応えるため、関係機関、団体と連携・協力し、生涯学習の推進及び情報の提供に努めています。

また、市民の自由な文化活動を支援するとともに、文化の創造・発信拠点となる施設の整備を行うなど、歴史、文化、芸術のまちづくりを進めています。

今後も、市民の学習意欲に的確に対応した学習機会や情報を提供できるよう、生活圏域に配慮した生涯学習施設を配置し、市民に身近な学習環境を充実させる必要があります。

図書館については、市内に25館配置し、生涯学習・読書の拠点として、多くの方々に情報を提供しています。今後は、地域館や分館、またTOYAMAキラリに併設しているガラス美術館等、他機関と連携した事業展開などにより、市民が集い憩うことができる身近な生涯学習の場として、さらなる充実を図ります。

市立公民館利用状況

(人)

区分	主催事業	その他の事業	計
平成30年度	140,304	534,770	675,074
令和元年度	209,889	513,855	723,744
令和2年度	96,836	256,419	353,255

※主催事業とは、公民館及び市・県が主催する事業をいう。

その他の事業とは、クラブ・サークル・各種団体が自主的に行う事業をいう。

図書館の設置状況(令和2年度)

本館	地域館	分館	自動車文庫
1箇所	6箇所	18箇所	2台

主な博物館・美術館等の一覧

名称	施設の内容
科学博物館	常設展示「とやま・時間のたび、とやま・空間のたび」プラネタリウムなど
郷土博物館(富山城)	常設展示「富山城ものがたり」、企画展示など
佐藤記念美術館	東洋古美術を中心とした企画展示や茶室など
民俗民芸村	民芸館、民芸合掌館、陶芸館、民俗資料館、売薬資料館、考古資料館、篁牛人記念美術館、茶室円山庵、とやま土人形工房など
ガラス美術館	常設展示(コレクション展、グラス・アート・ガーデン)、企画展示など
ファミリーパーク	郷土動物館、こどもどうぶつえん、キリン舎、里山生態園、熱帯鳥類鳥舎、自然体験センター、森の冒険エリア、芝生広場など
富山県美術館	20世紀の美術品、日本や富山を代表する作家のポスター、椅子などのデザイン作品など
富山県水墨美術館	水墨画などの特色ある日本文化の美を広く紹介
高志の国文学館	富山県ゆかりの作家や作品の紹介など
樂翠亭美術館	庭園、日本建築、企画展示など
ギャラリー・ミレー	ミレーをはじめバルビゾン派を中心とした作品の展示など
秋水美術館	常設展示(日本刀、刀装具、甲冑など)、企画展示など
猪谷関所館	猪谷関所や民俗資料の常設展示、橋本家史料など
大山歴史民俗資料館	大山の三賢人、常願寺川の電源開発、有峰と亀谷鉱山、恐竜化石など
八尾おわら資料館	伝統的な町屋の再現、おわらの歴史など
八尾曳山展示館	県指定文化財八尾曳山3基など
富山県中央植物園	屋外展示園、展示温室、サンライトホール、雲南温室など
浮田家住宅	国指定重要文化財で豪農住宅の代表的な建物
旧森家住宅	国指定重要文化財で北前船廻船問屋の代表的な建物
旧馬場家住宅	国登録有形文化財で北前船廻船問屋の建物
北代縄文広場	縄文中期の集落跡を復元した史跡公園、北代縄文館など
婦中安田城跡歴史の広場	戦国の平城を復元した史跡公園、安田城跡資料館など

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
公民館利用者数	利用状況報告書に基づくサークル等の公民館利用者数	幅広い世代へ公民館を活用した地域活動を促し、一人当たり平均1回以上の利用を目指す。 令和2年度の基準数値は新型コロナウイルス感染症の影響を著しく受けているため、令和元年度(513,855人)を参考とした。	256,419人 (令和2年度)	508,000人
博物館等の観覧者数	市立博物館等17施設の入館者数	展示内容等の充実を図り、毎年1%程度の観覧者数の増加を目指す。	865,823人 (令和元年度)	930,000人
TOYAMA キラリ公益施設の来館者数	TOYAMA キラリ公益施設の利用者数	基準数値は、令和2年12月までの実績による推計値とし、累計250万人を目指す。	514,178人 (令和2年度)	累計 2,500,000人

■施策の方向

①生涯学習活動の充実

生涯学習関係機関・団体との連携・協力により、社会教育団体や指導者の育成に努めるとともに、

地域の特性を生かした公民館活動やふるさとづくり事業を通して、地域に根ざした学習活動の推進を図ります。

また、市民が身近な場所で学習する機会を享受できるよう、市民大学や公民館での講座など各種講座の充実に努めるとともに、大学などの関係機関との学習講座のネットワーク化や市民の学習活動への支援に向けた取組の推進に努めます。

②生涯学習拠点の充実

・公民館の充実

市立公民館等については、3世代交流などを通じ、子どもから大人まで幅広い世代に親しまれる事業を積極的に行うとともに、耐震性や老朽化等、各施設の状況を総合的に判断しながら、順次施設の整備を進めます。

また、自治公民館整備に対する補助や貸付などの支援を行い、市民の学習機会の充実や地域住民のコミュニティ意識の高揚を促すことに努めます。

・博物館・美術館の充実

中心市街地にあるギャルリ・ミレーや秋水美術館といった民間の美術館とも連携し、共同で情報発信を行うなど、まちなかの賑わい創出と回遊性の向上を図り、誘客の増加を目指すとともに、県外の美術館との交流を推進します。

また、旅行者や本市を訪れるビジネス客などが気軽に訪れ、観覧できる環境づくりに努めます。さらに、外国人旅行者等の増加に対応できるよう、キャッシュレス決済や多言語による音声ガイドの導入などについて検討します。

科学博物館については、常設展示とプラネタリウム、フィールドワークの連動性をこれまで以上に高めることで、博物館での学習活動と自然の中での体験との好循環を生み出すよう取り組むほか、最新の自然科学の研究成果や郷土の自然に関する知見、本市にゆかりのあるノーベル賞受賞者（利根川進氏、田中耕一氏、梶田隆章氏、本庶佑氏）の研究活動の紹介等、良質な展示の充実に努めます。また、富山市天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画に基づき、魅力あるプラネタリウムとなるよう設備の更新による機能の充実及び天体観察機能のまちなかでの再構築に努めます。

郷土博物館については、既存建物を活用しながら、市の歴史・文化を総合的に紹介する博物館として、機能の充実に努めます。

民俗民芸村については、ユニークな施設で構成されるエリアとして、魅力の発信に努めます。

③図書館における交流促進

本市は、本館・地域館・分館・こども図書館など市内に25館を配置するほか、図書館から離れた地域には自動車文庫の巡回を行うなど、図書館の全域サービスに努めています。今後も、図書館相互での緊密な連携を行い、全体として図書館機能の充実に努めるとともに、効率的・効果的なサービスの提供に努めます。また、他の自治体の図書館との交流を図ることなどにより、時代の変化に対応した新しい図書館のあり方を検討します。

とりわけ、図書館本館は、本市の知の拠点施設であることを踏まえ、情報化社会に役立つ新鮮な資料を充実させるとともに、講演会・セミナー開催などにより、市民の生涯学習や生活、ビジネスなどさまざまな活動に役立つ質の高い情報の提供に努めます。また、本館の特色である地方都市には種類が少ない雑誌の充実などに取り組みます。

さらに、併設するガラス美術館と図書館本館がまちなかの交流拠点として、多くの市民に利用されるよう、作家を招いて行う講演会や企画展示などまちなかの賑わい創出につながるさまざまな行事を

積極的に開催します。		
■市民に期待する役割 *地域の特性を生かした公民館活動や世代間交流事業等への積極的な参加。 *図書館や博物館での学習活動等への積極的な参加。		
■総合計画事業概要		
事業名	前期計画(平成29年度～令和3年度) 実施状況(見込み)	事業の概要(令和4年度～令和8年度)
市立公民館の整備・充実	3館整備	3館整備
■関連が深いと考えられるSDGsの目標		
番号	目標名	
4	質の高い教育をみんなに	
17	パートナーシップで目標を達成しよう	

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	2.いつまでも元気で暮らせる健康づくり
施 策	(1) スポーツ・レクリエーション活動の振興

■現状と課題

スポーツは、健康の保持増進、体力の維持向上、仲間づくりや生きがいづくりなど、心身の健全な発達を促すとともに、爽快感や達成感、楽しさ、喜び等の精神的充足をもたらします。

また、スポーツは青少年の健全育成や、中・高齢者の健康寿命の延伸、地域の一体感の醸成など、社会的に多様な意義を有しており、これまで以上にスポーツの果たす役割は大きなものとなってきています。

本市では、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができるスポーツ社会の実現に向け第2次富山市スポーツプランを策定したほか、スポーツ活動の拠点となる施設について計画的な更新・改修に向けた長寿命化基本計画を策定するなど環境整備を進めてきましたが、今後もさらに多くの市民がさまざまな形態で年間を通じてスポーツに参画できる取組が必要となっています。

市内の主なスポーツ施設

体育館	総合体育館、体育文化センター、東富山体育館 2000年体育館、大山社会体育館 大山総合体育センター、八尾スポーツアリーナ 婦中体育館、山田総合体育センター
野球場	富山市民球場、大沢野総合運動公園野球場
プール	市民プール、東富山温水プール 八尾B&G海洋センタープール
運動広場、テニスコート	東富山運動広場・庭球場、富山南総合公園庭球場 八尾ゆめの森テニスコート 婦中スポーツプラザグラウンド・テニスコート
その他スポーツ施設	パークゴルフ場、常願寺川パークゴルフ場、婦中パークゴルフ場 屋内ゲートボール場、屋内競技場(アイザックススポーツドーム) 大沢野総合運動公園陸上競技場 ストリートスポーツパーク(NIXSスポーツアカデミー) 久婦須川ダム周辺広場マウンテンバイクコース (NIXSスポーツアカデミーサイクルパーク) 五福芝生スポーツ広場、3x3バスケットボールコート

富山市の主なスポーツ推進事業

生涯スポーツ関連事業

事業名	内容
スポーツ教室	富山市体育協会の各種教室 総合型スポーツクラブの各種教室
ウォーク開催事業	四季のウォーク(春、夏、秋、冬) 市内ウォーク事業の支援
遊遊元気運動普及事業	元気な高齢期を迎えるため、現在の 体力・身体機能を維持・向上させるた めの運動・スポーツプログラムとして 「遊遊元気運動」の普及啓発を図る。
いきいきスポーツの日事業	「スポーツの日」に市営施設を無料開 放し、スポーツ教室やイベントを開催 することにより、市民の健康増進を図 る。

競技スポーツ関連事業

事業名	内容
指導者招聘事業	国内トップレベルの指導者を招聘し、選手 の競技力向上と指導者の指導力の向上 を図る。
ジュニア特別強化事業	全国的・国際的に活躍するジュニア選手 の育成と、富山市を代表するスポーツの 育成を目指す。 令和3年度11競技
スポーツ大会派遣事業	富山市を代表して選出された選手等に対 し、その栄誉を称えるために激励費を支 給する。
市民体育大会の開催	夏季40種目、冬季3種目を開催する。
国際競技大会の招致・開催支援	国際競技大会の招致・開催支援や国内 外のトップアスリート等の合宿誘致を行 う。
プロスポーツチーム支援	地域に密着した活動を行っている県内の プロスポーツチーム(カターレ富山、富山 グラウジーズ、富山サンダーバース)を支 援する。

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値	
成人のスポーツ実施率	成人における週1回以上のスポーツ実施者数の割合	市民ニーズを的確に捉え、ライフステージごとの具体的な施策を推進することで、成人の週1回以上のスポーツ実施率が55%以上になることを目指す。	49.0% (令和2年度)	55.0%	「スポーツ大会派遣激励費の支給対象者数」「スポーツ施設年間利用者数」については、令和元年、令和2年度ともにコロナウイルス感染拡大の影響により、数値が著しく低くなったことにより、影響を受けていない平成30年度を基準とした。
スポーツ大会派遣激励費の支給対象者数	全国規模等のスポーツ大会に派遣する選手、監督及びコーチに対する激励費の支給人数	ジュニア期における競技力強化により、毎年0.5%の増加を目指す。	1,470人 (平成30年度)	1,505人	
スポーツ・レクリエーション施設年間利用者数	スポーツ・レクリエーション施設の年間利用延べ人数	スポーツ施設の経年による老朽化対策を計画的に進めることにより、市民が安心・安全、快適に利用できる環境整備を図ることで、利用者の増加が見込まれる。	304万人 (平成30年度)	320万人	

■施策の方向

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯スポーツと競技スポーツを両輪とした、市民の誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことのできるスポーツ社会の実現を目指し、体育協会や関係団体、学校、地域、家庭等が連携したスポーツ振興を図ります。

また、子どもの基礎体力の向上に取り組むほか、成人のスポーツ実施率の向上を図るため、ライフ

ステージに応じた施策を推進します。

さらに、全国や世界で活躍できるトップアスリートの育成・強化を図るため、ジュニア期から体系的な強化体制の構築を推進するとともに、地域に根ざしたプロスポーツチームへの支援など、競技種目の普及や競技力向上、競技スポーツの振興に努めます。

②スポーツ・レクリエーション拠点の充実

利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、施設の良い維持管理・運営に努めるとともに、長寿命化基本計画に基づく施設の更新・改修に取り組みます。

また、地域住民の身近なスポーツ活動拠点として定着している学校体育施設開放事業について、幅広い年齢層の方々に、より快適に利用していただけるよう努めます。

■市民に期待する役割

* スポーツ施設の利用やスポーツ活動への積極的な参加。

* 地域に根ざしたプロスポーツチームへの支援。

■総合計画事業概要

事業名	前期計画(平成 29 年度～令和 3 年度) 実施状況(見込み)	事業の概要(令和 4 年度～令和 8 年度)
競技力向上事業 スポーツクラブ強化推進事業	ジュニア特別強化事業 2 競技追加 (11 競技) プロスポーツチーム支援 東京オリンピック事前合宿の受入 優秀選手活動強化支援金の交付	ジュニア特別強化事業 (11 競技) プロスポーツチーム支援
体育施設整備事業	スポーツ施設耐震改修 スポーツ施設長寿命化対策基本計画策定	スポーツ施設耐震改修 (大山社会体育館) スポーツ施設長寿命化対策改修

■関連が深いと考えられるSDGsの目標

番号	目標名
3	すべての人に健康と福祉を
17	パートナーシップで目標を達成しよう

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	2.いつまでも元気で暮らせる健康づくり
施 策	(2) 健康づくり活動の充実

■現状と課題

高齢化の進行や疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な身体機能の維持及び向上等により、健康寿命の延伸の実現が求められています。

生活習慣病の発症や重症化予防には、個人の意識や行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境による影響が大きいと言われています。そのため、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むだけでなく、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことや、本市が取り組んできた歩いて暮らせるまちづくりの推進により、車に過度に依存した生活から、徒歩や公共交通も利用するライフスタイルへと転換することが重要です。

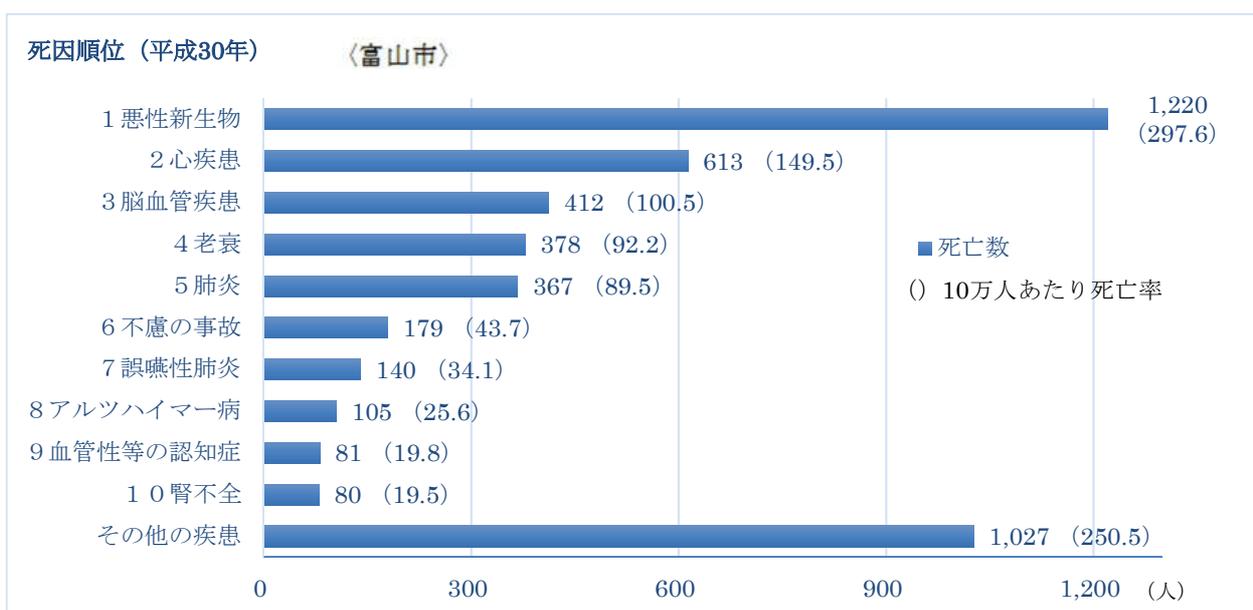
また、最近では社会情勢の変化によるストレス等により、うつ病などの心の病気になる人が増加しており、心の健康づくりが重要となっています。

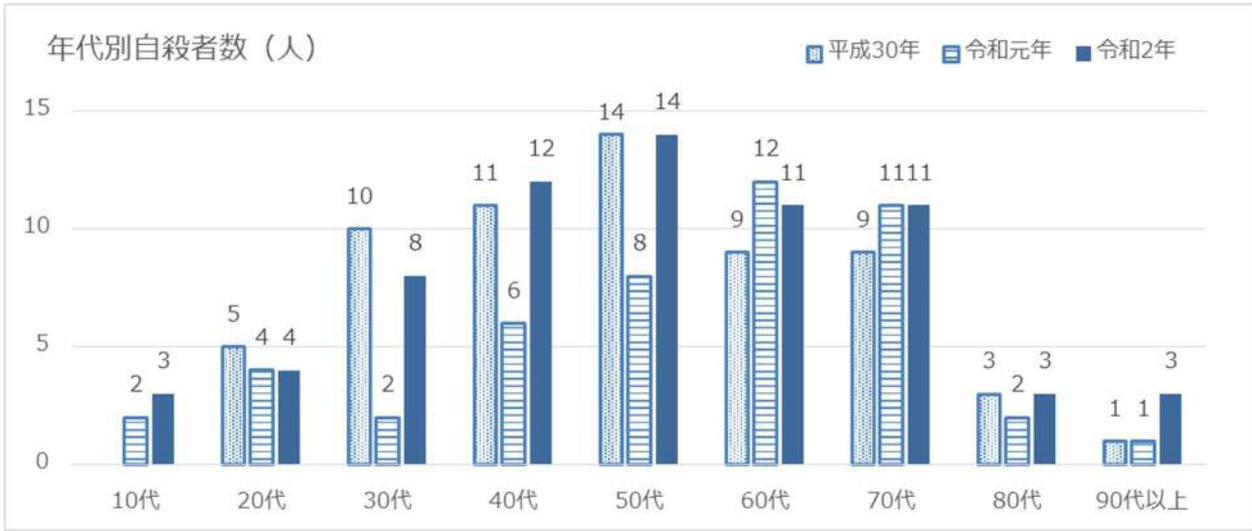
長引く新型コロナウイルス感染症のまん延により大きく変化した社会経済環境は、人々のメンタルヘルスにも大きな影響を及ぼしています。全国の自殺者数はリーマン・ショック後の平成21年以来、11年ぶりに増加に転じ、本市においても平成27年以降減少を続けてきた自殺者数は、令和2年には増加に転じました。

このことから、身近な地域や職場・学校など関係機関と連携を図り、各分野におけるメンタルヘルス対策を推進するとともに、心の不調や病気を早期に発見し、適切な専門機関につなぐ支援体制が必要とされています。

感染症対策については、そのまん延を防止するために、早期に検査を受け、治療を開始することが重要であり、さまざまな感染症に関する予防方法や検査・健診を受ける重要性を伝え、多くの方が受診しやすい体制づくりが必要となっています。

加えて、新たな感染症が確認された場合には、そのまん延を最小限にとどめ、市民の健康を守るため、正しい知識の普及啓発、相談や検査体制を整備することが求められます。





■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
健康であると感じる市民の割合	健康づくりに関する市民意識調査において、「とても健康である」・「まあまあ健康である」と回答した市民(満20歳～79歳)の割合	健康づくり活動を推進し、これまでの実績を基に割合の増加を目指す。	未定 (令和3年度調査予定) 参考：81.1% (平成28年度)	未定
自殺死亡率	人口10万人当たりの自殺死亡者数	「富山市自殺対策総合戦略」の目標に準じた数値を目指す。	21.5 (平成27年)	10.5以下
公共交通利用率 (再掲Ⅱ-2-(5))	公共交通1日平均利用者数の富山市人口当たりの割合	公共交通の利用促進により、富山市人口当たりの割合の向上を目指す。	12.0% (令和2年度)	15.9%

■施策の方向

①からだの健康づくりの推進

・健康管理意識の向上

市民一人ひとりが主体的に生活習慣の改善や健康の保持増進に取り組めるよう、さまざまな健康情報の提供や健康相談の充実を図るとともに、地域、家庭、企業が連携した健康づくりの推進に努めます。

特に生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点的に取り組むため、喫煙対策やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策、糖尿病対策の強化に努めます。また、運動不足の人などが日常生活の中で意識的に歩くことに取り組む、プラス1,000歩富山市民運動の推進に努めます。

さらに、地域・企業等との連携を図り、特定健康診査結果のデータを活用・分析し、効果的な保健事業を実施し、市民の健康づくりの推進に努めます。

・がん対策の充実

高齢化の進行に伴い、がんの発症者数が増加している状況を踏まえ、がん予防に関する知識の普及・啓発に一層努めるとともに、がん検診の受診率向上や受診後のフォロー（精密検査未受診者の追跡等）を強化し、がんの早期発見に努めます。

・歯と口の健康づくりの推進

市民一人ひとりが歯と口腔の健康状態を把握し、自ら進んで健康づくりに取り組めるよう、歯科検診の受診を促すとともに口腔衛生の普及啓発に努めます。

また、子どものむし歯などを予防するため、家庭での食生活をはじめとした生活習慣の指導や健康相談の充実に努めるとともに、小・中学校における口腔衛生の指導充実に努めます。

②心の健康づくりの推進

心の健康づくりを推進するため、保健・医療・福祉・労働・教育等の関係機関が連携し、地域や職場・学校のメンタルヘルス対策に取り組むとともに、身近にいる人の心の変化に気づき相談につながるゲートキーパーや、地域で心の健康づくりを推進するメンタルヘルスサポーターなどの人材を育成し、悩んでいる人を早期に発見することで自殺の予防や防止に努めます。

また、市民一人ひとりが心の健康づくりや心の病気を予防することの重要性を認識するとともに、精神障害について理解が深まるよう、正しい知識の普及啓発に努めます。

③健康まちづくりの推進

散歩やウォーキングなど日常生活において歩くことは、健康の保持増進や生活習慣病の予防・改善に効果があり、健康寿命の延伸にもつながります。

中心市街地や地域の拠点などを魅力あるものとし、まちの回遊性を高めることや公共交通の利用促進、高齢者の外出機会の創出、歩いて暮らすライフスタイルへの転換を図るなど、健康づくりと融合した包括的なまちづくり施策を組織横断的に取り組み、気がついたら自然と歩きたくなるまち、歩いて健康になるまちづくりを推進します。

④難病対策の充実

富山県難病相談・支援センターなどの関係機関と連携し、難病患者個々のニーズに対応した保健・医療・福祉サービスを効果的に提供できるよう努めます。

また、患者やその家族の交流を図り、相互に話し合い、支援し合えるようなグループの育成に努めます。

⑤感染症対策の強化

結核などをはじめとした感染症の発生とまん延を防止するため、感染症予防に関する正しい知識の啓発を行うとともに、健康診断の受診率向上や感染症の相談・検査体制の充実などに努めます。

加えて、新型コロナウイルスをはじめ、未知なる感染症が発生した場合には、その感染症に対応した相談・検査体制を迅速に構築できるよう努めます。

■市民に期待する役割

* 定期的な健康診査、各種検診の受診。

- *ゲートキーパー養成講座への積極的な参加。
- *メンタルヘルスサポーターの活動への積極的な参加。
- *自殺予防キャンペーンへの協力。
- *できるだけ公共交通機関を利用するなど、車に過度に依存しないライフスタイルへの転換。

■総合計画事業概要

事業名	前期計画(平成 29 年度～令和 3 年度) 実施状況(見込み)	事業の概要(令和 4 年度～令和 8 年度)
健康づくり推進事業	「富山市健康プラン 21」の推進 ・地域健康づくり展の開催 ・まちぐるみ健康づくり交流会の開催 ・まちぐるみ禁煙支援事業の実施 ・プラス 1,000 歩富山市民運動の実施 ・健康づくり市民意識調査(令和 3 年度) 健康まちづくり推進事業(健康まちづくりマイスター活動支援) とやま「歩く人。」リーダー育成事業の実施	「富山市健康プラン 21」の推進 ・地域健康づくり展の開催 ・まちぐるみ健康づくり交流会の開催 ・まちぐるみ禁煙支援事業の実施 ・歩こう!富山市民運動の実施 ・健康づくり市民意識調査(令和 8 年度) 健康まちづくり推進事業(健康まちづくりマイスター活動支援)
歩くライフスタイル推進事業 (再掲Ⅱ-2-(2))	Toyama Smart Life Point 事業 歩くライフスタイル普及啓発	事業の継続実施
おでかけ定期券事業(再掲Ⅱ-2-(1))	<利用者数> 延べ 64.5 万人(令和 2 年度)	事業の継続実施
新型コロナウイルス感染症及び新たな感染症対策事業	—	・新型コロナウイルス感染症対策の実施 ・感染症の相談・調査体制の充実

■関連が深いと考えられるSDGsの目標

番号	目標名
3	すべての人に健康と福祉を
11	住み続けられるまちづくりを

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	2.いつまでも元気で暮らせる健康づくり
施 策	(3) 介護予防・高齢者の元気づくり

■現状と課題

2025年には、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の高齢者となり、また、高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。さらに、単身高齢者世帯や高齢者夫婦、高齢者親子のみの世帯も増加する中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村が中心となって、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、「閉じこもり」や、地域の行事等の自粛に伴い地域とのつながりが希薄になることで、身体機能や認知機能の低下、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間に位置する虚弱な状態）の進行につながるものが懸念されております。

高齢者がいつまでも元気でいきいきと暮らせる活力ある社会を築くためには、感染症の予防対策を行いながら、これまで取り組んできたパワーリハビリテーション等の介護予防事業を充実するとともに、就労や社会参加、健康づくりなどのさまざまな活動の場や機会の拡大・充実を図るなど、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進することが重要です。

第1号被保険者数

(人)

区分		平成30年度末	平成31年度末	令和2年度末
総数		121,695	122,636	123,107
内 訳	前期高齢者 (65～74歳)	59,313	58,754	59,197
	後期高齢者 (75歳以上)	62,382	63,882	63,910

要介護認定者数等推移

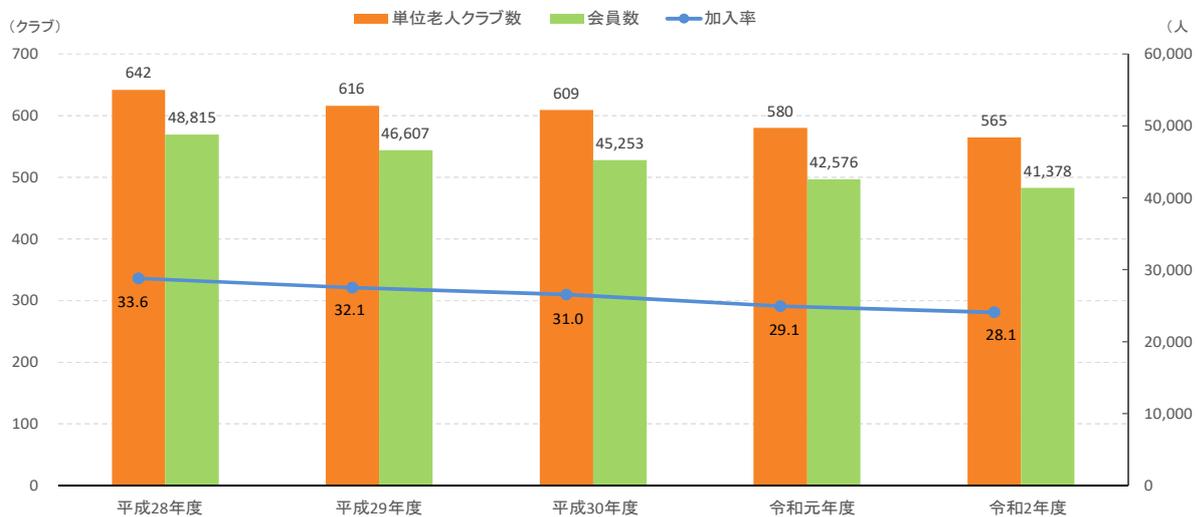
(人)

区分		平成30年度末	平成31年度末	令和2年度末
第1号被保険者数		22,979	23,520	23,742
	前期高齢者	2,508	2,499	2,546
	後期高齢者	20,471	21,021	21,196
	要介護認定率(%)	18.88%	19.18%	19.29%
第2号被保険者数		372	384	364
計		23,351	23,904	24,106

シルバー人材センター年間事業実績



老人クラブ結成状況



■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
健康な高齢者の割合	65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人の割合	多様な介護予防事業の展開により、高齢者人口が増える中であっても健康な高齢者数の割合の維持を目指す。	前期高齢者 (65～74歳) 95.7% 後期高齢者 (75歳以上) 66.8% (令和2年度)	前期高齢者 96%以上維持 後期高齢者 67%以上維持

■施策の方向

①フレイル予防・介護予防活動の推進

高齢者一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な介護予防ケアマネジメントに基づく運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の介護予防サービスを提供することにより、状態の改善・悪化防止に努め、自分らしい自立した生活を送ることができるよう支援します。

温泉水を活用した多機能温泉プールでの水中運動やパワーリハビリテーション等の陸上運動などを組み合わせ、個人の身体状態に合わせた介護予防プログラムを提供する介護予防の拠点施設である

角川介護予防センターを活用し、高齢者の生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指します。

また、老人クラブ等に介護予防運動指導者を派遣し、介護予防運動「楽楽いきいき運動」を推進するほか、地域で介護予防活動を担う介護予防推進リーダーの活動を育成し、高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう支援するとともに、健診結果や医療費データ、要介護認定データなどを活用しながら、フレイル予防・介護予防に取り組みます。

さらに、地域が一体となって高齢者の日常生活を支援し、支え合うとともに、高齢者自身が地域づくりの担い手として活躍し、住民同士の交流を通じ、生きがいを持って元気に生活できるよう、多様な生活支援・介護予防サービスの提供を検討します。

②高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正により、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務とされたことを受け、働く意欲のある高齢者の活躍の場の拡大が期待される中、高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験と知識を生かし、地域社会の一員として多様な活動ができるよう、シルバー人材センターの周知を図るなど、さまざまな就労や活動の場の確保に努めます。

また、地域の公民館などを活用した生涯学習活動や生きがいづくり活動に取り組むとともに、老人クラブなどの住民主体の活動を支援します。

■市民に期待する役割

- *介護予防活動への積極的な取組。
- *ふるさとづくりや老人クラブなどの地域活動への積極的な参加。
- *シルバー人材センターへの入会や積極的な活用。

■総合計画事業概要

事業名	前期計画(平成29年度～令和3年度) 実施状況(見込み)	事業の概要(令和4年度～令和8年度)
介護予防いきいき運動推進事業	介護予防運動指導者研修会の実施 「楽楽いきいき運動」の普及啓発	事業の継続実施
パワーリハビリテーション事業	パワーリハビリテーション教室の実施	事業の継続実施

■関連が深いと考えられるSDGsの目標

番号	目標名
3	すべての人に健康と福祉を
8	働きがいも経済成長も
11	住み続けられるまちづくりを
17	パートナーシップで目標を達成しよう

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	3.誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり
施 策	(1) 出産・子育て環境の充実

■現状と課題

核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化などにより、地域の子育て力が低下し、子育てに対する不安や悩みを抱える家庭が増加していることから、誰もが安心して妊娠・出産・子育てを行うことができる環境づくりなど、さらなる子育て支援の充実が求められています。

また、児童虐待が増加傾向にある中、その発生を予防するとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、被虐待児童とその家族に対する支援を充実する必要があります。

出生数の減少に歯止めがかからず、今般のコロナ禍によってさらに減少傾向が強まることが懸念されます。

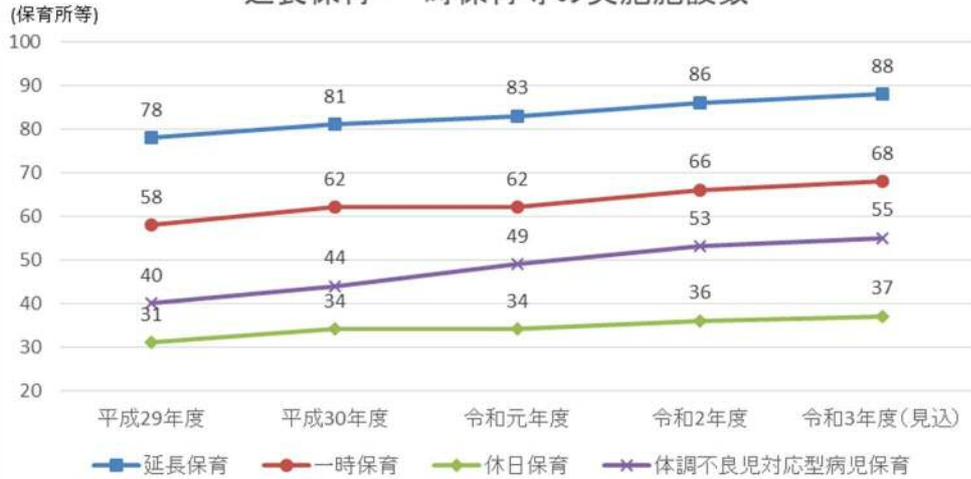
一方、保育ニーズは高止まりの状態が続いており、就労形態の多様化に伴うさまざまな保育ニーズに対応した保育サービスの提供や、保育の受け皿の確保のための施設整備や保育士の確保などが依然として課題となっています。

今後は、親子及び世代間の交流活動を推進するとともに、子どもが自立した大人として成長するよう、社会奉仕活動や体験活動を実施するための支援などに地域全体で取り組む必要があります。

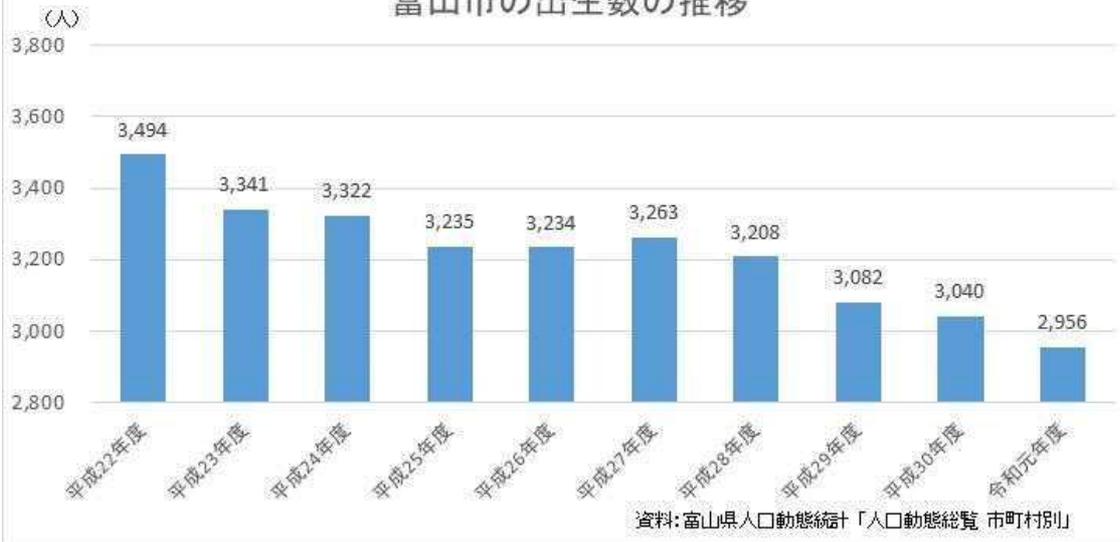
また、ひとり親家庭などは、困難な事情や悩みを抱えていることが多く、それぞれの家庭に寄り添い自立した生活を送ることができるよう支援していく必要があります。



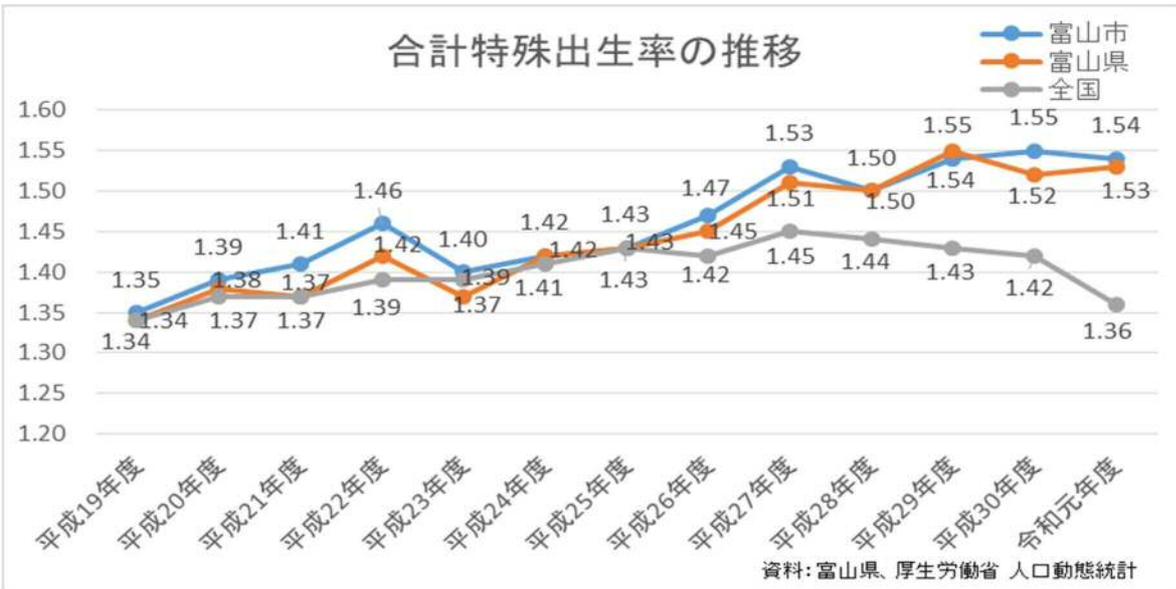
延長保育・一時保育等の実施施設数



富山市の出生数の推移



合計特殊出生率の推移



■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
保育所等の利用定員	市内の保育所等の利用定員（保育認定の定員）	保育ニーズの増加が続いていることから、保育の受け皿を確保するため、保育可能人数として 500 人程度の増加を目指す。	12,835 人 （令和 2 年度）	13,601 人
延長保育の実施設数	市内の保育所等において延長保育を実施する施設数	多様化している保育ニーズに対応するため、実施設数を維持する。	86 箇所 （令和 2 年度）	88 箇所
一時保育の実施設数	市内の保育所等において一時保育を実施する施設数	多様化している保育ニーズに対応するため、実施設数を維持する。	66 箇所 （令和 2 年度）	68 箇所
病児保育の実施設数（体調不良児対応型）	市内の保育所等において病児保育（体調不良児対応型）を実施する施設数	多様化している保育ニーズに対応するため、実施設数を維持する。	53 箇所 （令和 2 年度）	56 箇所
休日保育の実施設数	市内の保育所等において休日保育を実施する施設数	多様化している保育ニーズに対応するため、実施設数を維持する。	36 箇所 （令和 2 年度）	38 箇所
子育て支援センターの利用者数	子育て支援センターを利用する延べ人数	利用者の利便性向上を図るため、子育て支援センターが未設置である区域及び不足している区域に新たに子育て支援センターを設置することにより、利用したい人が全員利用できる体制を目指す。	127,208 人 （令和 2 年度） ※令和元年度の実績を元に新型コロナウイルスの影響を除いた数値を推計 参考：令和 2 年度実績 73,669 人	130,435 人
放課後児童健全育成事業の年間利用者人数	放課後児童健全育成事業を利用する年間延べ人数	子どもたちの健全な育成を図るため、利用施設を整備することにより利用者数の増加を目指す。	334,140 人 （令和 2 年度） ※令和元年度の実績を元に新型コロナウイルスの影響を除いた数値を推計 参考：令和 2 年度実績 308,184 人	490,000 人
地域児童健全育成事業の年間利用者人数	地域児童健全育成事業を利用する年間延べ人数	子どもたちの健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業と合わせて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して放課後等における保育の受け皿を確保する。	448,000 人 （令和 2 年度） ※令和元年度の実績を元に新型コロナウイルスの影響を除いた数値を推計 参考：令和 2 年度実績 336,891 人	310,000 人
セミナー参加企業数	子どもを産み育てることを考えるセミナー（企業育成）に参加し、企業独自の取組を検討していくと回答した企業の数	毎年度 2 企業の増を目指す。	97 の企業 （令和 2 年度）	107 の企業
妊娠・出産における指導・ケアについての満足している者の割合	健やか親子 21（第 2 次）調査票において、「産後、退院してからの 1 か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか。」	安心して子育てができる環境づくりのため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を継続し、妊娠・出産における指導・ケアについて満足し	90.0% （令和 2 年度） R3.8 月頃 確定見込み	100.0%

	の問いに「はい」と回答した者の割合。	ている者の割合の増加を目指す。		
母子健康手帳交付時における子育てケアプランの作成割合	子育て世代包括支援センターで保健師等が子育てケアプランを作成する割合	妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する環境づくりの充実と早期からの支援を行うため、子育てケアプランの全数作成を維持する。	100.0% (令和2年度)	100.0%
次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として認定を受けた市内企業数 (再掲Ⅲ-3-(2))	次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たし、厚生労働大臣の認定(くるみん・プラチナくるみん)を受けたことがある市内企業の件数	様々な機会を通じて周知・啓発を図ることにより、各年度において、1件の増加を目指す。	22件 (令和2年度)	27件

■施策の方向

①保育所の整備・充実

老朽化した保育所の改築を進め、低年齢児室の拡張や子育て支援室、病児保育室の設置など、安全で様々な機能を持った保育所の整備を進めます。

また、認定こども園の設置に対する支援を行い、更なる保育の受け皿の拡大を図るとともに、保護者の働き方に関わらず、良質な教育・保育を受けることができる環境づくりを推進します。

さらに、保育士の処遇や労働環境の改善に取り組み、保育士の確保に努めます。

②多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり(一時保育)、お迎え型の病児保育などを実施し、共働き世帯等の子育てを支援します。

③子育て支援の充実

子育て中の親子が不安や悩みを気軽に相談でき、安心して過ごすことができる子育て支援センターの整備を推進するとともに、セミナーや講座等で子育てに関する情報を提供します。

また、利用者支援事業、親子サークルの更なる充実に努めます。

さらに、子育てに関する情報を集約したウェブサイトやスマートフォン向けアプリを充実させるとともに、SNSを活用したAIチャットボットの運用などにより、すべての子育て世帯へ適切な情報を提供し、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

④児童健全育成事業の充実

地域児童健全育成事業や放課後児童健全育成事業の充実を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場の拡充に努めます。

⑤児童館の整備

児童の健全な遊び場を確保し、児童の健康増進や情操を豊かにする取組の充実を図ります。

また、老朽化した児童館の維持修繕を行うとともに、公共施設の再編にあわせた児童館機能の複合化についても検討を行います。

⑥ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、就業支援や経済的な支援、子育て・生活支援、学習・進学支援など多くのメニューを総合的に提供することで、子育てに対する安心感の確保に努めます。

⑦児童虐待防止体制の整備

児童虐待相談や気がかりな妊産婦等に対応するため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが情報を共有し、児童虐待の予防のための早期対応、虐待発生時の迅速な対応、虐待を受

けた子どもの自立支援等、切れ目ない支援に努めます。

また、児童虐待防止に向けた啓発活動を行うとともに、児童虐待通告や要保護児童等の対応について、児童相談所等の関係機関と連携を図って対応します。

⑧妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する環境づくり

希望する年齢での妊娠・出産が可能な社会を実現するために、企業等に不妊治療の現状について理解を深めてもらうなど、社会全体で子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

また、学生など若い世代への妊娠・出産・子育てについての知識の普及や、ライフプランを意識しながら生活することの大切さを考える機会を提供します。

さらに、子育て世代包括支援センターが中心となり、産後ケア応援室や関係機関、地域とも連携して、育児サポートネットワーク（富山市版ネウボラ）を構築し、切れ目ない支援を通じて、全ての妊産婦等が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実に努め、出生率の向上を目指します。

⑨子育てと仕事の両立支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた広報・啓発活動に努めるとともに、市内企業への次世代育成支援対策推進法の周知啓発を行うなど、子育てをする勤労者の支援に努めます。

■市民に期待する役割

- * 子どもを地域全体で育てる意識の醸成。
- * 保育所・子育て支援センター等を拠点とした親子サークルや、子育て家庭と地域住民との交流等への積極的な参加。
- * 虐待やそのおそれがある児童を発見した場合の児童相談所や市への速やかな通告。
- * 子育て世代包括支援センターの積極的な利用。
- * 育児サポートネットワーク（富山市版ネウボラ）への参画。

■総合計画事業概要

事業名	前期計画(平成29年度～令和3年度)実施状況(見込み)	事業の概要(令和4年度～令和8年度)
多機能保育所の整備	市立保育所4箇所整備	市立保育所3箇所整備
特別保育の充実	延長保育88箇所 一時預かり(一時保育)68箇所 休日保育37箇所 年末・年始保育53箇所 病児保育(病児・病後児対応型)9箇所 病児保育(体調不良児対応型)55箇所 病児保育(お迎え型)5箇所	延長保育88箇所 一時預かり(一時保育)68箇所 休日保育38箇所 年末・年始保育53箇所 病児保育(病児・病後児対応型)9箇所 病児保育(体調不良児対応型)56箇所 病児保育(お迎え型)5箇所
子育て支援センターの整備	2箇所増(累計14箇所)	3箇所増(累計17箇所)
親子サークルの充実	保育所・認定こども園での親子サークルの実施69箇所	保育所・認定こども園での親子サークルの実施3箇所増(累計72箇所)
放課後児童健全育成事業	60箇所	22箇所増(累計82箇所)
地域児童健全育成事業	61箇所	事業の継続実施
児童館の整備	改築2箇所	改築1箇所

ひとり親家庭奨学資金給付事業	ひとり親家庭の子どもに対する奨学資金の給付 新規給付者数 累計 52 名(見込)	ひとり親家庭の子どもに対する奨学資金の給付 新規給付者数 10 名 (予定)
ひとり親家庭奨学資金貸付事業	—	ひとり親家庭の子どもに対する奨学資金の貸付 新規貸付者数 16 名 (予定)
すこやか子育て支援事業	パパママセミナー、赤ちゃん教室、仲間づくりの赤ちゃん教室、乳幼児健康相談、こんにちは赤ちゃん事業、新米パパママ離乳食セミナー	パパママセミナー、赤ちゃん教室、仲間づくりの赤ちゃん教室、乳幼児健康相談、こんにちは赤ちゃん事業
切れ目ない子育て支援体制構築事業	妊娠・出産に関する知識の普及啓発事業(妊娠・出産を考えるフォーラム、企業向けシンポジウム、出前講座等) 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施(妊産婦や乳幼児等の家庭訪問や個別支援、保健師等による相談支援やケアプランの策定、医療機関連携会議等)	事業の継続実施

■ 関連が深いと考えられるSDGsの目標

番号	目標名
1	貧困をなくそう
3	すべての人に健康と福祉を
5	ジェンダー平等を実現しよう
8	働きがいも経済成長も
11	住み続けられるまちづくりを
17	パートナーシップで目標を達成しよう

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	3.誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり
施 策	(2) 高齢者・障害者への支援

■現状と課題

本市では、急速な高齢化の進行により、要介護・要支援認定者や認知症高齢者が増加するとともに、核家族化などにより、単身高齢者世帯や高齢者夫婦、高齢者親子のみの世帯が増加しています。

このような状況の中、介護が必要となっても高齢者が住み慣れた地域で健康かつ安心して暮らすことができるよう、在宅福祉・介護サービスの充実、さらには医療や看護、介護との連携による地域包括ケアシステムの整備、地域における生活環境の整備や自助・互助の精神の育成など、住民主体の地域づくりが重要となっています。

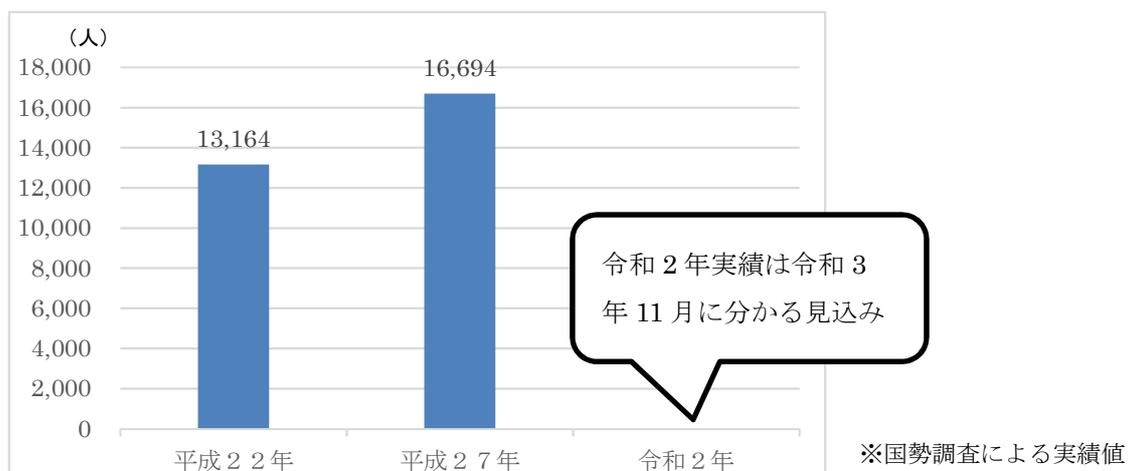
また、障害者手帳を所持している人は令和2年度末で24,916人となっており、近年は知的障害者と精神障害者、障害のある子どもが増加傾向にあり、障害者やその保護者の高齢化も進む中、障害特性やライフステージの変化、更には「親亡き後」も見据えた切れ目ない包括的な支援が重要となっています。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすには、社会資源の整備や障害福祉サービスの充実のほか、就労や余暇活動等の社会参加の機会も大切であり、関係機関や事業者と連携し、保健・医療・教育・就労等に関わる重層的な支援を行うなど、障害者の自立生活に向けた社会全体での取組が求められます。

さらに、8050問題(80代の親が50代の引きこもりの子供の生活を支える)や介護と育児のダブルケア、虐待や貧困の世代間連鎖など、地域住民が抱える生活課題が複雑化・複合化してきています。加えて新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人との接触の機会を制限し、孤独・孤立を生み出す状況になっています。

これらに対応するため、国では「地域共生社会」の実現を掲げ、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う重層的支援体制整備事業を創設し、市町村における分野を超えた包括的支援体制の構築を目指しています。

ひとり暮らし高齢者(65歳以上)人口の推移



■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
要支援・要介護認定者に占める地域密着型サービス利用者の割合	要支援・要介護認定を受けた方(介護サービス利用者)に占める地域密着型サービス利用者の割合	将来の要支援・要介護認定者数の推計を基に、高齢者の多くが希望する在宅での生活を支えるため、地域密着型サービス拠点の整備により利用割合の増加を目指す。	15.4% (令和2年度)	17.6%

地域優良賃貸住宅供給戸数	地域優良賃貸住宅整備費補助金を受けて整備された住宅の供給戸数	高齢化の進行に伴い、高齢者が安心して暮らせる住宅の需要が見込まれることから、供給戸数の増加を目指す。(年間10戸)	159戸 (令和元年度)	209戸
福祉施設から一般就労への移行者数	福祉施設から一般就労へ移行した者の数	就労支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じて、一般就労への移行を目指す。	51人/年 (令和元年度)	65人/年
入所施設からの地域生活移行者数	障害者入所施設での生活から自宅やグループホーム等、地域での生活へ移行する者の数	入所施設での生活から地域での生活への移行を希望する障害者に対し、生活の場としての選択肢を確保し、地域移行の実現を目指す。	195人 (平成18年度から令和元年度までの累計)	258人 (平成18年度から令和8年度までの累計)

■施策の方向

①高齢者の自立を支える地域づくり

・地域の総合的なケア体制の整備

高齢者がいくつになっても安心して在宅生活を送れるよう、地域包括支援センターを中心に、民生委員や町内会、社会福祉協議会等が連携し、支援の必要な高齢者を地域で支え合うネットワークの構築を図ります。また、介護保険施設や医療機関と連携しながら、高齢者の自立支援や在宅復帰支援を推進するなど、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。

・認知症ケア、権利擁護の充実

医療機関等と連携し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化するなど認知症ケア体制の整備を推進します。さらには、認知症になっても安心して生活できる地域社会を構築するため、認知症サポーター養成講座を開催するなど、全ての世代に対して認知症の正しい知識の普及啓発に努め、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る体制づくりを推進します。

また、高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止のための相談・支援等を行うとともに、高齢者の権利と財産を守るため、中核機関を中心とした地域連携ネットワークを構築し、弁護士、司法書士などの専門職、地域包括支援センター、医療・福祉関係団体、家庭裁判所などとも連携し、成年後見制度、権利擁護事業等の円滑な活用を図るなど、高齢者の尊厳と自立を支える体制の整備に努めます。

②介護サービス基盤の整備

高齢者が要介護の状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅での生活を送れるよう、また、在宅での生活が困難な方が、地域での生活を継続できるよう支援します。

加えて、在宅医療や看護を必要とする重度の要介護者や単身高齢者世帯・高齢者夫婦のみの世帯のニーズにも応えられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護をはじめとする、24時間対応のケアを推進し、地域密着型サービスの充実を図ります。

③高齢者・障害者にやさしい環境づくり

高齢者や障害者が安心して暮らせるよう住宅改修への支援や、市営住宅・歩道などの公共施設のバリアフリー化などを推進するとともに、優良な賃貸住宅の供給を促進するなど高齢者や障害者にやさしい環境の整備に努めます。

④障害者の自立と社会参加の促進

障害者それぞれに応じた就労支援を心がけながら、生産活動などの就労機会を提供するとともに、就職や職場定着が持続できるよう関係機関と連携し、雇用・就労機会の拡大に努めます。

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、多機関が連携した包括的かつ重層的な相談支援を充実させるとともに、障害者グループホームの整備や日常の生活の自立と地域生活を支援する在宅サービスの充実を図り、一人ひとりの状況や環境に応じたサービスの提供に努めます。そして、

障害のある人とない人とがふれあい、お互いの理解を深める交流事業を継続して実施するとともに、文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大を図ります。

さらに、障害者に対する虐待防止のための相談・支援等や成年後見制度の利用の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に向けて普及啓発活動を実施することで、障害者の権利擁護に努めます。

⑤複数分野にまたがる課題を抱える世帯への包括的支援体制整備

これまでの制度では、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、その属性別・対象者のニーズ別に支援を専門化してきました。しかし、個人や世帯が抱える生きづらさや、ニーズが複雑化・複合化してきた中では、これまでの縦割りの公的支援の仕組みではケアしきれないケースが増えてきています。

そこで「支える側」「支えられる側」という一方向の関係で分けるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成するため、分野を超えた複合的な課題の解決に向けた支援体制を構築し、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を超えて連携・協力し、誰もが支えあう地域共生社会づくりを進めます。

■市民に期待する役割

- * 高齢者や障害者などの生活に対する理解や、地域で支え合う良好な生活環境の創出。
- * 障害者の障害特性についての理解。
- * 福祉施設等が生産した物品の優先的な購入。

■総合計画事業概要

事業名	前期計画(平成 29 年度～令和 3 年度) 実施状況(見込み)	事業の概要(令和 4 年度～令和 8 年度)
認知症高齢者見守り支援事業 認知症総合支援事業	認知症高齢者見守り支援事業 ・ 地域への啓発活動 ・ 見守りネットワーク強化 ・ 徘徊 SOS ネットワークの整備 ・ 認知症になっても暮らせるまちづくり事業 ・ ICT 活用認知症高齢者検索支援事業 認知症総合支援事業 ・ 認知症初期集中支援推進事業 ・ 認知症地域支援・ケア向上事業	事業の継続実施
地域密着型サービス等拠点整備事業	小規模多機能型居宅介護事業所 28 箇所 認知症高齢者グループホーム 48 箇所 認知症対応型通所介護事業所 27 箇所 夜間対応型訪問介護事業所 2 箇所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 箇所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 5 箇所 地域密着型特別養護老人ホーム 15 箇所	地域バランス等に配慮しながら整備を実施
地域優良賃貸住宅供給促進事業	地域優良賃貸住宅の戸数 159 戸 (令和 3 年度末)	50 戸増 (累計 209 戸) 家賃減額補助の実施
障害者就労等相談支援事業	コーディネーターによる施設巡回、障害者就労支援の実施	コーディネーターによる就労支援事業所や相談支援事業所等への訪問、巡回による指導・助言の実施
障害者グループホームの整備	定員 480 名 (令和 3 年度)	利用見込み量に応じた定員の増

■関連が深いと考えられるSDGsの目標

番号	目標名
3	すべての人に健康と福祉を
1 1	住み続けられるまちづくりを
1 7	パートナーシップで目標を達成しよう

まちづくりの目標	I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】
政 策	3.誰もが自立し安心して暮らせるまちづくり
施 策	(3) 保健・医療・福祉の連携、充実

■現状と課題

今後 2025 年までに団塊の世代が 75 歳以上となり、地域において疾病や要介護状態にある高齢者が増加すると考えられます。市の調査では、介護が必要になった場合でも約 6 割の方が在宅での生活を希望しており、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を実現できるまちづくりを目指す必要があります。

そのためには、在宅医療・介護の連携を推進する必要があり、医師や看護師、ホームヘルパーやケアマネジャーなど多職種の協働・連携による地域包括ケアシステムを構築することが重要となってきます。

市民病院は、これまでも富山医療圏における急性期医療を担う中核病院として、地域の医療機関との連携による地域完結型の医療を提供することで、質の高い医療の充実に努めてきました。また、まちなか病院は、市民病院のみならず、市内の急性期病院の後方連携病院として、急性期医療を終えた患者の在宅復帰に向けた回復期医療の提供や、まちなか地区において身近で頼りになる「かかりつけ医」としての医療提供など、本市における地域包括ケアシステムの推進に努めてきました。今後、超高齢社会の中で、時代ごとに変化する医療需要に応じて、市民に必要な医療を的確に提供するためには、引き続き医療の質や療養環境の向上に取り組むとともに、地域の医療機関や保健・福祉関係機関との連携をさらに進める必要があります。

一方、国は、医療・介護需要が最大となる 2025 年、さらにその先の 2040 年の医療提供体制の構築に向け、地域医療構想の実現に向けた取組、医師・医療従事者の働き方改革、医師偏在対策について三位一体で推進していく方針を示しており、こうした課題に対し適切な対応が求められます。

市内の病院で取り扱った患者数及び市民病院、まちなか病院の現況 (単位：人)

年	延 患 者 数					
	市内の病院で 取り扱った患者数 (A)		(A) の内、 市民病院の患者数 (B)		(A) の内、 まちなか病院の患者数 (C)	
	入院患者	外来患者	入院患者	外来患者	入院患者	外来患者
平成 28 年	2,378,935	2,098,274	150,069	257,777	—	—
平成 29 年	2,372,868	2,122,010	144,058	253,430	—	—
平成 30 年	2,309,327	2,120,312	147,393	251,489	—	—
令和 元年	2,188,902	2,126,897	147,253	243,760	6,681	15,367
令和 2 年			119,508	196,989	11,811	17,674

「市内の病院で取り扱った患者数」の令和 2 年実績は令和 3 年 9 月ごろに分かる見込み

■目標とする指標

■施策の方向

①在宅医療・介護の連携推進

・在宅におけるケア体制の整備

まちなか総合ケアセンターにおいて、医療や介護が必要になっても、在宅で安心して療養生活が送れるよう、24時間の在宅ケアを支える体制づくりに努めます。

・在宅医療と介護の連携の推進

地域の医療・介護関係者への研修等を通じて、さまざまな職種間の相互理解と情報共有を支援するなど、現場レベルでの医療と介護の連携の促進に努めます。

・地域ニーズに対応した医療・介護連携の推進

地域によって、在宅医療や介護の課題は異なることから、関係機関が集まり、地域毎に課題を整理し、在宅医療と介護が連携して地域を支える仕組みづくりに努めます。

・かかりつけ医との連携による在宅医療の推進

在宅での療養ニーズに対応するため、まちなか総合ケアセンターでは、まちなか診療所医師が24時間365日、訪問診療を行う医師のサポートを行うことで、かかりつけ医の負担を減らし、病院から在宅への切れ目ない医療の推進に努めます。

・市民への啓発

地域の在宅ケアの状況や健康づくり活動の紹介、在宅ケアに関する不安の解消など、市民が在宅ケアについて学び、理解を深められるような啓発活動を推進します。

②市立病院における医療提供体制の充実、連携強化

急性期医療の市民病院と回復期医療のまちなか病院は、それぞれが単独で機能するだけでなく、2病院間や近隣の急性期病院、回復期病院との速やかな病病連携を図ることにより、患者の治療を機能間や病院間で分断しないシームレスな医療の提供に努めます。

また、自治体病院である両病院が、救急医療や災害医療、感染症医療などの役割についてもしっかりと果たすことができるよう、老朽化が進む施設については、良好な状態を保つため、適切な維持管理や予防保全型の修繕等に努めます。

さらに、住民に真に必要とされる医療を将来にわたって適切に提供できるよう、病院事業の経営状況やLCC（建物のライフサイクルコスト）などを勘案するとともに、国や県が示す病院の再編や統合等の議論を含め、将来の医療提供体制を見据えた事業全体の方向性（あるべき姿）について検討を進めます。

■市民に期待する役割

* 自発的な生活習慣病の予防や介護予防への取組。

* 在宅医療を学び、必要性を理解し、必要時に選択できる能力の習得。

■総合計画事業概要

事業名	前期計画(平成29年度～令和3年度) 実施状況(見込み)	事業の概要(令和4年度～令和8年度)
在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護連携相談支援 多職種連携研修 地域住民への普及啓発 かかりつけ医サポート 医療介護連携推進会議の実施 地域資源オープンデータ化	医療・介護連携相談支援 多職種連携研修 地域住民への普及啓発 かかりつけ医サポート 医療介護連携推進会議の実施 地域資源オープンデータ化

■関連が深いと考えられるSDGsの目標

番号	目標名
3	すべての人に健康と福祉を
17	パートナーシップで目標を達成しよう